

入会金及び会費規定

平成30年2月28日制定

一般社団法人 和歌山県有床診療所協議会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人和歌山県有床診療所協議会（以下「本会」という。）定款第8条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) A 会員 10,000 円

(2) B 会員 5,000 円

2 ただし、入会金を当分の間免除するものとする。

(年会費)

第3条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) A 会員年会費 50,000 円	全国有床診療所連絡協議会分	20,000 円
	和歌山県有床診療所協議会分	30,000 円
(2) B 会員年会費 15,000 円	全国有床診療所連絡協議会分	10,000 円
	和歌山県有床診療所協議会分	5,000 円

2 年度の中で入会した会員のその事業年度の会費に関しても、前項に掲げる金額とする。

(納付)

第4条 会員は、毎年6月に会費1年分を支払うものとする。

2 納付の方法は原則として基金引きによるものとする。

3 基金引きが出来ない会員は、本会名義の下記口座のうちどちらか一方に振込みを行う事とする。

○和歌山県医師信用組合

普通 9 1 1 2 1 0 0 一般社団法人和歌山県有床診療所協議会 代表理事 辻興

○紀陽銀行本店営業部

普通 2 3 2 9 3 9 2 一般社団法人和歌山県有床診療所協議会 代表理事 辻興

(変更)

第5条 この規程は、定款第14条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。